

## 地球温暖化対策計画書制度の拡充に係る説明会を開催します

愛知県では、現在、「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき温室効果ガス排出量の相当程度多い事業者に対し、自主的な温室効果ガスの削減を促すため、排出抑制に向けた計画書及び実施状況書の作成・提出を義務付けています。

この地球温暖化対策計画書制度については、平成30年10月に制定しました「愛知県地球温暖化対策推進条例」に、これまでの規定を移行するとともに、県による計画書等の評価及び評価結果の公表、必要な助言の規定を盛り込み、平成31年4月1日より新たな制度としてスタートします。

この新たな制度の内容について、事業者を対象とした説明会を開催します。

### 1 開催日時・場所等

	日時	場所（住所）	定員
①	平成31年3月18日（月） 午前10時30分から午後12時まで	愛知県西三河総合庁舎 10階 大会議室 (岡崎市明大寺本町1-4)	240名
②	平成31年3月18日（月） 午後3時から午後4時30分まで		240名
③	平成31年3月22日（金） 午後3時から午後4時30分まで	愛知県女性総合センター(ウィルあいち) 4階 ウィルホール (名古屋市東区上堅杉町1番地)	780名

※受付は、説明会開始時間の30分前からとなります。

※公共交通機関を利用してお越しください。

### 2 参加申込み

#### (1) 申込方法

参加申込書に記入の上、メール又はファクシミリで申込先へ提出してください。

#### (2) 申込先

愛知県 環境部 地球温暖化対策課

メールアドレス：ondanka@pref.aichi.lg.jp

ファックス番号：052-955-2029

#### (3) 申込期限

平成31年3月13日（水）まで

※各会場の定員を超過した場合は、他会場への出席等をお願いする場合があります。

### 3 問合せ先

愛知県 環境部 地球温暖化対策課 温暖化対策グループ(多賀、城森)

電話：052-954-6242（ダイヤルイン）

申込先

メール ondanka@pref.aichi.lg.jp

FAX 052-955-2029

愛知県 環境部 地球温暖化対策課 宛

平成31年 月 日

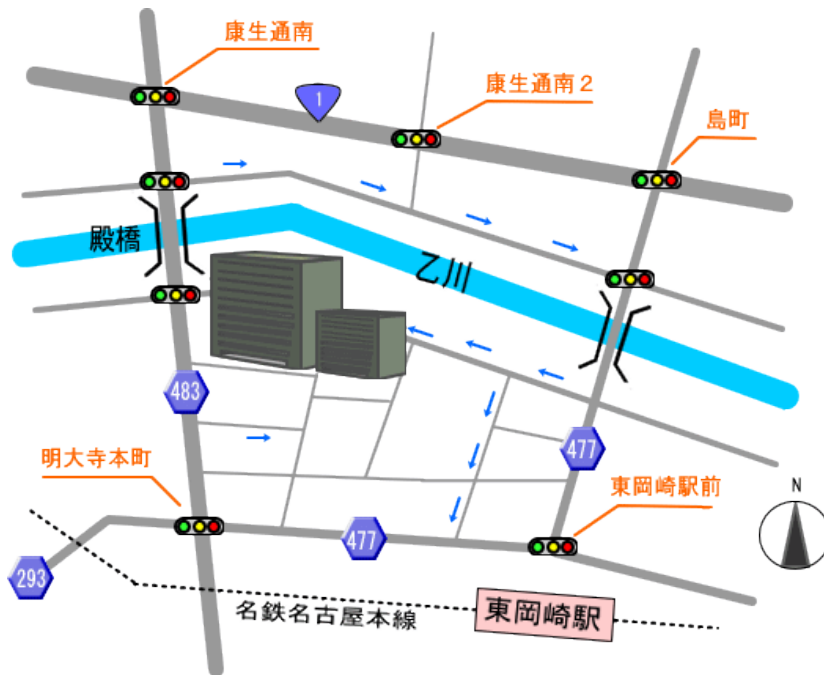
## 地球温暖化対策計画書制度説明会 参加申込書

参加希望会場 (いずれかに○ を記入してくだ さい)	① 平成31年3月18日(月) 10:30~12:00 愛知県西三河総合庁舎
	② 平成31年3月18日(月) 15:00~16:30 愛知県西三河総合庁舎
	③ 平成31年3月22日(金) 15:00~16:30 愛知県女性総合センター (ウィルあいち)

事業者名・団体名	
担当部署名	
役職名・担当者名 ※ 1事業者 2名まで	
電話番号	
E-mail	

## 【アクセスマップ】

- 愛知県西三河総合庁舎  
10階 大会議室（岡崎市明大寺本町 1-4）



・名鉄東岡崎駅から  
北西に徒歩約 5 分

- 愛知県女性総合センター(ウィルあいち)  
4階 ウィルホール（名古屋市東区上堅杉町1番地）



・地下鉄「市役所」駅  
2番出口より東へ徒歩約 10 分

・名鉄瀬戸線「東大手」駅  
南へ徒歩約 8 分

・基幹バス「市役所」下車  
東へ徒歩約 10 分

・市バス幹名駅 1  
「市政資料館南」下車  
北へ徒歩約 5 分

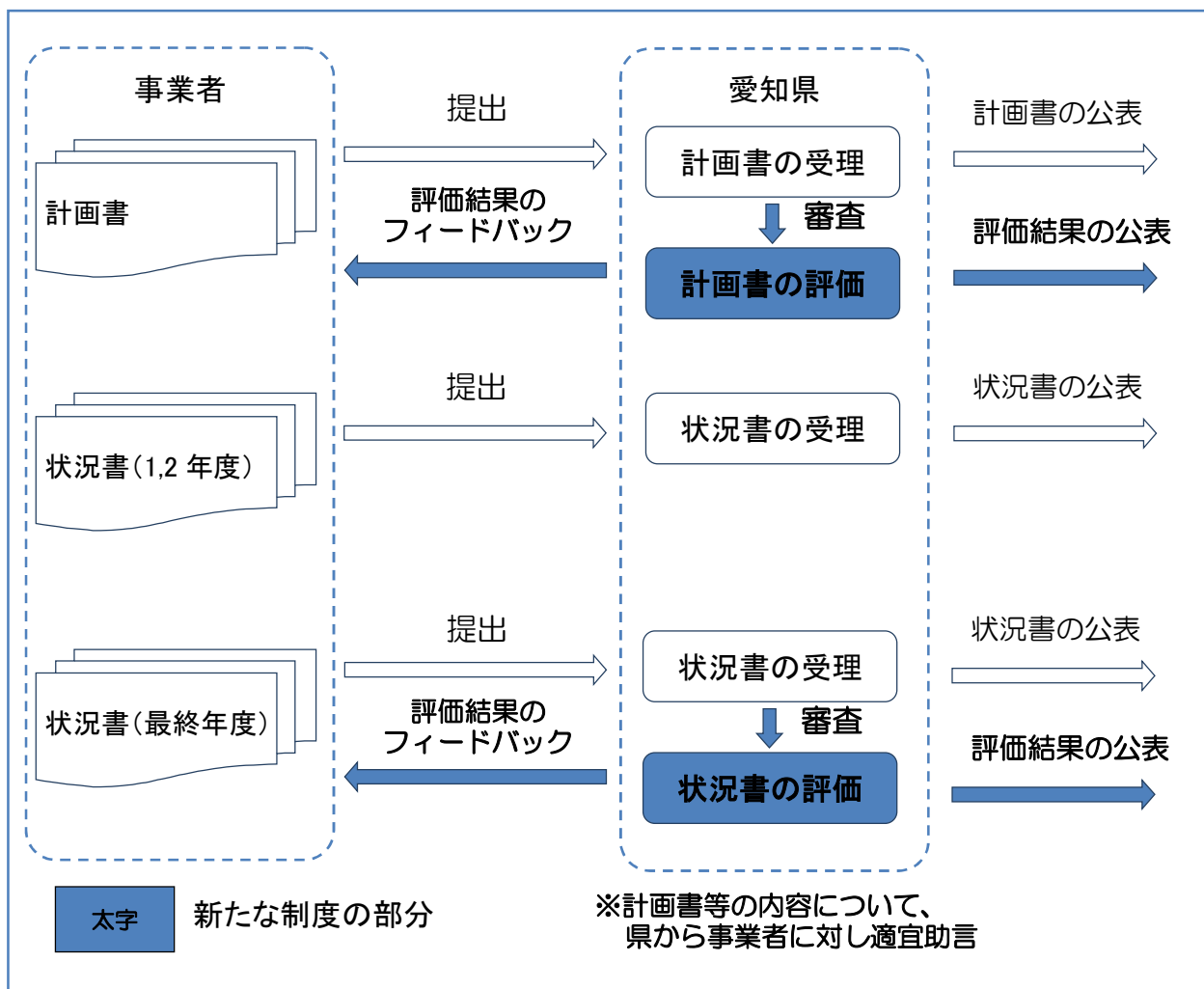
**※公共交通機関を利用してお越しください。**

# 地球温暖化対策計画書制度の拡充について

平成 30 年 10 月 19 日に制定した愛知県地球温暖化対策推進条例において、事業者の皆様から提出される温室効果ガス削減に向けた計画書及び実施状況書の内容を県が評価、公表、助言を行う規定を盛り込み、事業者の皆様の温暖化対策をさらに促進することを目指しています。

平成 31 年 4 月 1 日からの新制度開始に向けて、制度内容の検討を進めています。

## 【新たな制度の概要】



※ 新制度においては、届出義務がある対象事業者（温室効果ガス排出量が相当程度多い事業者）以外の事業者の方も任意で届出を可能とする予定です。

## 1 評価について

### (1) 評価項目

計画書及び状況書（最終年度）について、次のア～ウについて評価を行います。

- ア 温室効果ガスの目標削減率・実績削減率 → 【削減目標・結果の評価】
- イ 削減対策の実施率 → 【削減プロセスの評価】
- ウ 先進的・先導的対策の実施状況 → 【社会全体への貢献に関する評価】

(2) 各評価項目と評価基準

評価基準	ア 目標・実績削減率	イ 削減対策の実施率	ウ 先進的・先導的対策の実施状況
計画書・状況書	ランク	基準	ランク
	S	6%以上	S
	A	2%以上 6%未満	A
	B	0%以上 2%未満	B
	C	0%未満	
		※ 計画書の場合は、実施予定の対策数も加える。	
			※ 計画書の場合は、実施予定の対策数。

○ 各項目の削減努力を明確にするため、ア～ウそれぞれについて評価します（総合評価としない）

ア 目標削減率・実績削減率

○ 計画期間における「温室効果ガス総排出量」又は「排出原単位」の削減目標・結果について評価します。

[評価方法]

・ 基準年度比削減率の3年間の平均値について評価します。

イ 削減対策の実施率

○ 事業者自らの温室効果ガス排出削減につながる基礎的な対策の取組状況を評価します。

[評価方法]

・ 基礎的な削減対策メニューを、省エネ法の「判断基準」\*を踏まえ、以下の視点により別表1のとおり必須対策及び自主対策として設定。

- ① 多くの工場・事業所で利用されている設備を対象とし、様々な業種においての該当率を高める。
- ② 類似の機能を持つ設備は一つの項目にまとめ、様式を簡素化する。
- ③ 取り組みやすく、継続的な実施が必要となる、運用面での対策に重点を置く。

\* 工場等における省エネの適切かつ有効な実施を図るために、計画的に取り組むべき措置として経済産業大臣が定める事項。

・ 事業者単位での基礎的な削減対策の実施率について評価します。

$$\text{実施率(\%)} = \frac{\text{実施済の必須対策及び自主対策の対策数}^*}{\text{必須対策のうち該当する対策数}} \times 100$$

\* 計画書の場合は、実施予定の対策数を加える

※ 評価は、計画期間の最終年度における実施状況を対象とします。

## ウ 先進的・先導的対策の実施状況

- 自らのみならず社会全体の温室効果ガスの削減に寄与する先進的・先導的な対策の取組状況を評価します。

[評価方法]

- ・ 対策メニュー（別表2）を、以下の1～3の分野により設定。

- 1 低炭素型の技術・製品・サービスの調達による対策
- 2 低炭素型の技術・製品・サービスの提供による対策
- 3 その他の先進的・先導的対策（情報開示、人材育成、吸収源対策など）

- ・ 加点方式により評価し、対策が未実施の場合には評価を行いません。

S基準： 実施した対策数が5以上

1～3のうち、2分野以上の対策を実施している

} 全て満たす場合

※ 計画期間のいずれかの年度で実施した対策をカウントします。

## 2 公表について

計画書及び状況書（最終年度）の評価結果のうち、優良なもの（S及びA）を評価項目ごとに公表します。

イの自主対策及びウの先進的・先導的対策の実施状況については、具体的な取組内容も含めて公表します。

## 3 スケジュール

- 3月上旬 条例施行規則の公布、評価指針の公表
- 3月18日 三河地区 事業者説明会
- 3月22日 尾張地区 事業者説明会
- 4月1日 新制度の運用開始

【別表1】イの削減対策

番号	名称		基準
1	基盤対策	推進体制の整備	地球温暖化対策を推進するための体制（テナント等を含む）を構築しており、その活動実態（例えば取組方針の遵守状況の確認等）を記録している。
2		エネルギー利用設備の管理	主要設備を管理する文書（設備の諸元一覧、配管系統図、温室効果ガスの排出削減を意図した管理基準、機能維持の方法、メンテナンスの方法等）を整備しており、その運用実態を記録している。
3		エネルギー使用量等の把握	主要設備（群）の稼働状況及びエネルギー使用量を把握又は推計しており、その値を記録し、見える化している。
4		エネルギー使用実態の確認	設備（群）や施設のエネルギー使用について、稼働時と非稼働時、操業時と非操業時、平日と休日の状況を把握している。
5	必須対策	燃焼設備のエネルギー使用効率の把握・管理	燃焼設備のエネルギー使用効率や、それに関係する燃料使用量、空気比、排ガス温度、給水温度、廃熱回収率、稼働状況（稼働時間、供給温度・圧力、供給量）等を記録し、適切に管理している。また、エネルギー使用効率の変動する傾向を把握している。
6		流体機械のエネルギー使用効率の把握・管理	ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等の流体機械に対し、流体の漏洩防止や流体輸送時の抵抗の低減に向けた規定があり、規定に基づく管理実態を記録している。
7		流体機械の稼働及び規模の合理化	ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等の流体機械の負荷の低減を図っている。また、その結果を踏まえた小型化、分散配置等の設備（群）の合理化を図っている。
8		区画ごとの温湿度管理	温度、湿度等の管理値を冷暖房の対象となる区画ごとに規定し、適宜見直している。また、その管理実態を記録している。
9		熱源設備の運用管理	冷却水温度、冷温水温度、圧力等の設定により、熱源設備の効率を高めている。
10		外気導入管理	夏季冷房期間及び冬季暖房期間に外気導入量を抑制し、外気が有効に活用できる期間に外気を積極的に導入している。
11		熱の漏洩防止	熱媒体等の輸送配管、フランジ、バルブ等の断熱・保温をしている。また、工業炉の炉壁外面温度を把握しており、断熱化を図っている。
12		照明設備の運用管理	過剰又は不要な照明をなくすための対策を実施しており、その状況を把握している。
13		高効率な照明設備の導入	点灯時間が年間 3,000 時間以上の照明設備の 8 割以上を高効率タイプとしている。
14		日常的に使用する設備の節電	事務用機器、厨房設備、自動販売機等の従業員等が日常的に使用する電気を消費する設備（他の重点対策に該当しないもの）について、利用状況に応じた効率的な運転を行っている。
15		ベンチマーク管理	次の事業毎にベンチマーク指標を把握し、その目標年度の値が基準年度の値から減少している。 ◆ コンビニエンスストア業 ◆ ホテル業 ◆ 百貨店業 ◆ 食品スーパー業 ◆ ショッピングセンター業
16		自動車の運用管理	燃料使用量（排出量単位）及び走行距離を把握しており、それらから算出される目標年度の燃費が基準年度の値から向上している。
17		自主対策	その他の削減対策 自らの温室効果ガスの排出削減につながる 1～16 に該当しない対策を実施し、その削減効果を試算している。 対策例）生産プロセスの歩留まり向上策、設備更新、建屋改修など

最大3つまで報告可能とし、評価において実施数に加算できるようにしま



## 【別表 2】ウの先進的・先導的対策

自らのみならず社会全体の温室効果ガスの削減に寄与する先進的・先導的な対策

<p>1 低炭素型の技術・製品・サービスの調達による対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 低炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの調達</li><li>② 調達時の配慮・工夫等によって、サプライチェーン（調達先）の温室効果ガス削減につながる取組</li></ul>
<p>2 低炭素型の技術・製品・サービスの提供による対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 低炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの提供</li><li>② 提供時の配慮・工夫等によって、サプライチェーン（供給先）の温室効果ガス削減につながる取組</li></ul>
<p>3 その他の先進的・先導的対策</p> <p>上記 1～2 以外のもので、温室効果ガスの削減に寄与する対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 地球温暖化対策の実施状況や温室効果ガス排出量の情報開示</li><li>② 従業員に対する低炭素行動（特定事業者からの排出に関わらないもの）の促進</li><li>③ 二酸化炭素の吸収源整備</li><li>④ 地球温暖化対策に関わる人材の育成や技術の伝承</li><li>⑤ 地球温暖化対策に関わる技術の研究開発の推進</li><li>⑥ その他温室効果ガスの削減に寄与する対策</li></ul>